

# 人権・同和教育コーディネーター派遣事業実施要項

人権・同和教育課

## 1 目 的

本事業は、学校（幼稚園及び保育所、こども園を含む）や市町等に対して香川県教育委員会事務局人権・同和教育課（以下、「人権・同和教育課」という）の職員を派遣し、人権・同和教育に係る研究授業や、香同教大会等の報告原稿に対して継続的な指導及び助言を行うものである。研究授業における事前の指導案検討や、複数回の報告原稿の検討会等、継続的な指導及び助言を通じて、人権・同和教育の推進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

この事業は、人権・同和教育課が実施するものとする。

## 3 事業内容及び派遣対象

- (1) 人権・同和教育課の職員は、人権・同和教育に係る研究授業や、香同教大会等の報告原稿に対して継続的な指導及び助言を行うものとする。
- (2) 人権・同和教育課は、次の場合に職員を派遣するものとする。

ア 学校や市町等が実施する研究授業

イ 学校（幼稚園及び保育所、こども園を含む）または複数校（園・所を含む）や市町等が実施する報告原稿検討会等

## 4 派遣等の手続き

- (1) 人権・同和教育課の職員の派遣を希望する学校または市町等は、「香川県電子申請・届出システム」（人権・同和教育課HPより申請サイトへのリンク可能）から電子申請にてお願いいたします。電子申請を行う前に、電話で日程（派遣回数を含む）の確認をしてください。
- (2) 人権・同和教育課は、電子申請にもとづき、職員を派遣する。  
なお、旅費については人権・同和教育課が負担するものとする。

## 5 その他

日程によっては調整が必要な場合や派遣できない場合がある。

### 【問合せ先】

香川県教育委員会事務局

人権・同和教育課

TEL (087) - 832 - 3780